

直方市工事参加希望型簡易競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、修繕工事等の見積合わせの際に当該工事等に係る工事概要、参加資格要件を公表し、当該工事等の契約手続の透明性を高めることにより、当該見積合わせに参加する意思のある者の参加を促進し、当該工事等の契約手続の公平性及び競争性をさらに高めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「工事参加希望型簡易競争入札」とは、次条に規定する土木業種の工事に係る工事概要、参加資格要件等を事前に公表し、当該工事の見積合わせに第5条に規定する参加資格要件に該当する者の参加を募る見積合わせをいう。

(対象となる工事)

第3条 工事参加希望型簡易競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、需用費のうち修繕料で行う土木工事で、次に掲げるものとする。

- (1) 道路、道路構造物、交通安全施設の修繕工事
- (2) 橋りょうの修繕工事
- (3) 河川、護岸、堤体、河川構造物の修繕工事
- (4) 砂防、治山施設の修繕工事
- (5) 下水排水路の修繕工事
- (6) ため池、用水路、農道、ポンプ場等農業用施設の修繕工事
- (7) 公園施設の修繕工事
- (8) 汚水管、雨水渠、処理場等下水道施設の修繕工事
- (9) 前各号に付帯する施設の修繕工事
- (10) その他市有財産の維持管理上必要な修繕工事

2 前項の規定にかかわらず、工事の性質、目的その他の事情により、市長が特別に認めたものは対象工事としないものとする。

(工事概要の公表)

第4条 市長は、対象工事を発注しようとするときは、次に掲げる事項を直方市ホームページ及び市庁舎3階情報公開室において公表する。

- (1) 工事件名
- (2) 工事場所
- (3) 工事期間
- (4) 工事概要
- (5) 見積書提出締切日時及び場所

- (6) 予定価格
- (7) その他必要な事項

(参加資格要件)

第5条 工事参加希望型簡易競争入札に参加しようとする者は、次の各号のいずれの要件にも該当しなければならない。

- (1) 直方市建設工事入札参加資格者名簿に土木業種で登録されていること。
 - (2) 工事参加希望型簡易競争入札の見積書提出期限までに、直方市から指名停止等の処分を受けていないこと。
 - (3) 見積書提出期限日において、市税（法人市民税、固定資産税、市・県民税（特別徴収分含む。）、軽自動車税）を滞納していないこと。
 - (4) 当該年度における対象工事の受注件数が10件に満たないこと。
- 2 前項に定めるもののほか、工事参加希望型簡易競争入札における参加資格要件に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(設計図書等)

第6条 市長は、工事参加希望型簡易競争入札に係る現場説明会を行わないものとする。

- 2 市長は、対象工事に係る積算に必要な設計図書等は、対象工事発注主管課のカウンターにおいて閲覧に供するものとする。
- 3 工事参加希望型簡易競争入札に参加しようとする者は、設計図書その他の当該工事に係る疑義等が生じたときは、書面により質問をすることができる。

(見積合わせの執行等)

第7条 対象工事に係る見積合わせの回数は、1回とする。

- 2 市長は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とするものとする。
- 3 落札者となるべき者が2人以上ある場合において、市長は、くじにより契約の相手方を決定するものとする。
- 4 1開札日の落札件数の上限を3件とし、最低価格での応札が複数あった場合は、ホームページ掲載順に決定する。なお、4件目以降の見積書は無効扱いとする。

(見積合わせの中止等)

第8条 市長は、競争性が確保されないと判断した場合は、見積合わせを取り止めることとする。

(異議申立ての制限)

第9条 工事参加希望型簡易競争入札に参加した者は、第7条の見積合わせが終了して以降は、設計図書の内容に係る疑義その他の当該工事に係る疑義等を理由に異議を申し立てる

ことができないものとする。

(補足)

第 10 条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。